

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1章

### 1 計画策定の趣旨

「男女共同参画社会基本法」は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図ることとしています。

本市では、平成19年（2007年）に「伊勢崎市男女共同参画計画」を策定し、改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現を目指して様々な施策に取り組んできました。

しかしながら、平成30年（2018年）に実施した市民及び事業所意識調査では、依然として固定的な性別による役割分担意識※や、様々な分野における男女の不平等感が残っている状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展や生活様式の変容や多様化など、市民を取り巻く社会情勢が変化するなかで、女性はもとより男性にとっても、多様な生き方を可能にする環境づくりは、より一層重要なものになっています。

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するために、「第3次伊勢崎市男女共同参画計画」を策定するものです。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 世界の動き

国連は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年※」と定め「平等・発展・平和」をテーマに「世界行動計画」を採択しました。それに続く昭和51年（1976年）からの10年間を「国連婦人の10年※」とすることを宣言し、男女平等を実現するための世界規模での取組が始まりました。

昭和54年（1979年）には、女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するための基本的かつ包括的な条約である「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）※」が国連総会において採択されました。

次いで、昭和60年（1985年）に開催された第3回世界女性会議（ナイロビ会議）において「ナイロビ将来戦略※」が採択されました。

平成7年（1995年）には、北京において第4回世界女性会議が開催され、「ナイロビ将来戦略」の完全実施と12の重大問題領域についての取組を求める「北京宣言」及び平成12年（2000年）までに各国が取るべき行動指針である「行動綱領」が採択されました。

（注）本文中の※については、P90に五十音順の用語解説があります。

平成27年（2015年）には、第59回国連婦人の地位委員会において、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

同じく平成27年（2015年）に、国連は、貧困や環境など17の目標と169項目の具体的な達成基準が盛り込まれた「持続可能な開発目標（SDGs）※」を採択しました。この中で、多岐に渡る世界の課題解決にとって、ジェンダー※平等と女性のエンパワーメント※の実現は、分野横断的な価値として不可欠なものであることが認識され、平成28年（2016年）から令和12年（2030年）の国際目標となりました。

## （2）国の動き

国は、昭和50年（1975年）の「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」を受け、国際的な潮流に呼応した取組を推進することになりました。

昭和60年（1985年）に「男女雇用機会均等法※」などの国内法を整備した後、同年「女子差別撤廃条約」を批准しました。

平成11年（1999年）には、男女共同参画社会への取組を進めるうえでの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

平成13年（2001年）に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に係る業務が開始されました。その後、保護命令制度の拡充などの改正を経て、平成25年（2013年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称が改められ、法の適用対象の範囲が拡大されました。

労働の分野では、「育児・介護休業法※」の度重なる改正により、育児休業期間の延長や介護休業の取得回数の緩和、企業の努力規定の義務化などが進められ、育児や介護を担う労働者の仕事と家庭の両立支援が拡充されてきました。

また、職場での活躍を望む女性が力を発揮できる社会づくりを推進するため、平成27年（2015年）に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

平成30年（2018年）には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定され、政治分野における男女共同参画の推進が図られることとなりました。

## （3）県の動き

群馬県は、国際的な動きや国の「国内行動計画」策定などを背景として、昭和55年（1980年）に、女性施策の基本方針を明らかにした初めての計画として「新ぐんま婦人計画」を、平成5年（1993年）には「新ぐんま女性プラン」を策定しました。

平成13年（2001年）に、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画として「ぐんま男女共同参画プラン」を策定し、平成16年（2004年）には、「群馬県男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、平成18年（2006年）に、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指して「ぐんまDV対策基本計画」を策定し、その後の改定を経て、平成31年（2019年）に、「第4次ぐんまDV対策推進計画」を策定しています。

「ぐんま男女共同参画プラン」は、「群馬県男女共同参画基本計画」として改定され、平成28年（2016年）には、第4次となる「群馬県男女共同参画基本計画」を策定しました。

#### （4）本市の動き

本市は、平成17年（2005年）に旧伊勢崎市、赤堀町、東村、境町の4市町村による合併で、新たな伊勢崎市として誕生しました。

合併前の旧伊勢崎市では、平成11年（1999年）の「男女共同参画社会基本法」制定などの動きを受け、平成14年（2002年）に「伊勢崎市男女共同参画計画」を策定していました。

合併後は、平成19年（2007年）に「伊勢崎市男女共同参画計画」を策定しました。また、市民等からなる「伊勢崎市男女共同参画推進協議会」及び庁内組織である「伊勢崎市男女共同参画計画策定・推進本部」を設置し、計画を総合的に推進してきました。

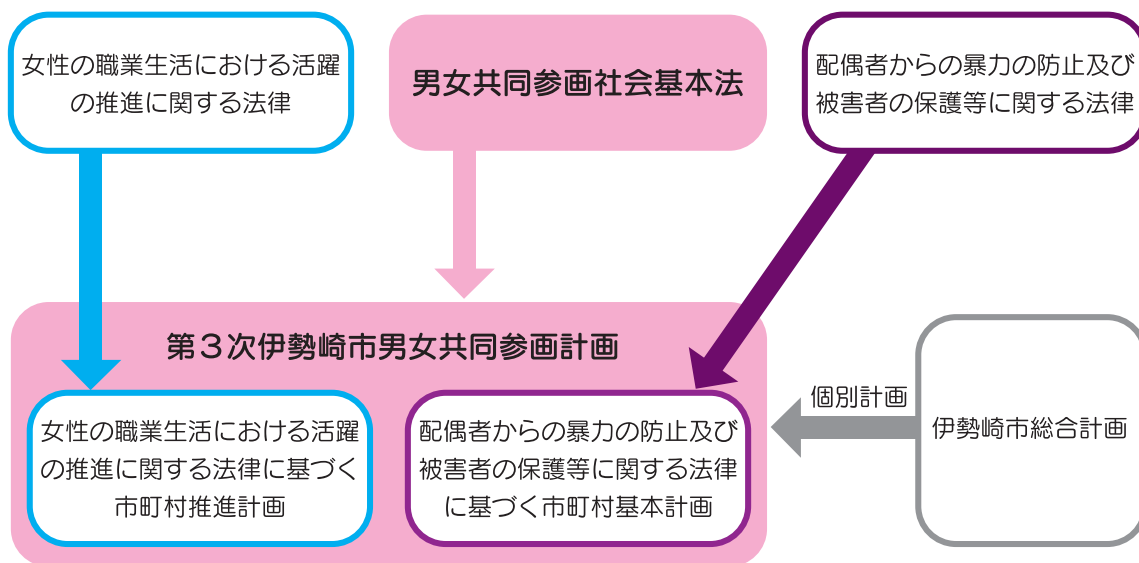
「伊勢崎市男女共同参画計画」については、計画期間の中間年にあたる平成23年（2011年）に見直しを行い、「伊勢崎市男女共同参画計画後期計画」として改定しました。

その後、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成27年（2015年）に、「第2次伊勢崎市男女共同参画計画」を策定しました。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定を受け、平成28年（2016年）に「伊勢崎市特定事業主行動計画」を策定しました。

以上のような動きを受けて策定する第3次男女共同参画計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画としても位置づけ、男女共同参画の推進にとって重要な要素である女性の活躍推進や配偶者等からの暴力の防止などの充実を図るものです。

### 3 計画の位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画として、国の「男女共同参画基本計画（第4次）」及び県の「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」を勘案して策定したものです。
- (2) 基本目標Ⅱの施策の方向1と2に関連する部分は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけ、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び県の「群馬県働く女性の活躍推進計画」を勘案して策定したものです。
- (3) 基本目標Ⅲの施策の方向1と2に関連する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけ、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」及び県の「ぐんまDV対策推進計画」を勘案して策定したものです。
- (4) 伊勢崎市総合計画の個別計画として、本市における男女共同参画社会の確立を総合的に推進するための計画です。



### 4 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

なお、計画期間中に社会経済情勢の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。